

会議名称	第 1 回 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会
開催日時	令和 6 年 9 月 3 日（火曜日） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分
開催場所	立川市役所 210 会議室
次第	1. 事務局あいさつ 2. 自己紹介 3. 委員長・副委員長の選任 4. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定委員会及び計画策定までのスケジュールについて 5. 第 1 次計画振り返りについて 6. その他、次回日程等
配布資料	1. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会名簿 2. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱 3. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定方針について 4. 立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定スケジュール 5-1. 立川市成年後見制度利用促進計画各施策の評価 5-2. 第 1 次計画の取組評価から見えてきた課題等 6. 第 1 次計画から第 2 次計画への施策体系の推移 7. 立川市成年後見制度利用促進計画概要 8. 立川市成年後見制度利用促進計画
出席者	〔委員〕 赤沼康弘（委員長）、武田正信（副委員長）、秋野達彦、大輪典子、西村公一、甲康枝、石嶋実、塩野龍也、田所佳洋、泉口哲男、水村安代、山本繁樹、伊藤翔、照内潤子、中野るみ子、佐藤岳之 〔事務局〕 西上大助（福祉総務課長）、野島一巳（地域共生係長）、山田菜々（地域共生係） 〔中核機関〕 〈立川市〉 石垣裕美（高齢福祉課在宅支援係長）、片川明夫（障害福祉課障害福祉第三係長） 〈立川市社会福祉協議会〉 鉢嶺由紀子（総合相談支援課地域あんしんセンター係長）、飯塚孝司、大島直美、関口まゆ（地域あんしんセンター係）
欠席者	〔委員〕 遠藤雅子
公開及び非公開	公開
傍聴者数	1 人
会議結果	以下の通り
担当	立川市福祉部福祉総務課

【1. 事務局あいさつ】

【2. 自己紹介】

【3. 委員長・副委員長の選任】

委員長として弁護士の赤沼康弘氏、副委員長として司法書士の武田正信氏が選出された。

【4. 立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定委員会及び計画策定までのスケジュールについて】

資料3及び資料4を参照しながら今後の策定スケジュールについて確認した。

【5. 第1次計画振り返りについて】

資料5-1、資料5-2及び資料6を参照しながら第1次計画の振り返りを行った。

<A 委員>

第1次計画でも高齢の話題が多いと感じた。地域で安心して暮らしていくために障害者が相談できる場所を増やしてほしい。現状は通所しているセンターや職場くらいしかない。もっと国に働きかけて使いやすい制度にしていきたい。

<B 委員>

市長申立てでも高齢者は件数が増加しているが、障害のある方への支援はまだ潜在的な方たちが多くいらっしゃると思う。やはり親なき後の課題と言われるが、家族で抱えているケース、長期入院されて地域生活に移行するにあたって支援が必要な方、いろいろな状況が考えられますので、障害のある方たちの支援体制が非常に重要と考える。

<C 委員>

認知症の最大のリスクは加齢。本人の意思決定支援はあらかじめ自分で決めておくことが非常に大事。高齢者福祉介護計画は0次予防やACP等、事前の備えに力を入れている。成年後見制度も事前に備えておくことが大事と考えるがその辺計画に盛り込まれるか。

<事務局>

成年後見制度の枠組みの中では、任意後見になると考えるが、なかなか利用が進まない。仕組み、実際の運用の課題もある。第2次計画では、そこを課題と捉え促進できるかを考える予定。

<委員長>

将来に備えるということは任意後見制度ができた当時言われていた。任意後見制度は判断能力が減退したときに備える制度としてできたが、監督、公正証書を作成しなければいけないところが重いと見られてしまった。しかし、この二つの仕組みがあることが任意後見制度を安全な制度としている。しっかりとした制度としたがために、非常に重い制度となった。そこをどう軽くできるか。

そして、利用促進が可能かをこれから検討していく段階。これが改善されていけば利用促進が図れるだろう。それとあわせて、任意後見制度や法定後見制度を利用する前の段階

で、意思決定支援など、将来どうしたいかということを障害者、高齢者から周りの支援者がくみとり、本人の希望を聞いていくというのも一つの備えかなと思う。計画の中に組み入れることが出来ればよいものができると思う。

<D 委員>

これから自分がどうやって生きていくかを記録していくエンディングノートを皆さんが作っていれば、成年後見人がついたときに活用できる。任意後見制度は利用しないけれども、それに近い形で誠心誠意な支援ができると思う。

<E 委員>

金融機関との連携ということで、認知症の方は結構いらっしゃる。本人は認知症と思っていないため、一日に何度も来て、「年金はまだか」という方がたくさんいらっしゃる。来てくれている方は分かっているから、何かあれば声をかけたり、連絡が取れるが、そうでない方が埋もれていて、助けてあげたいといつも感じている。

金融機関の場所を有効的に活用して、認知症ではない方達にとっての困ったときにあそこにあった、欲しいものがそこにある場所になればと思っている。障害者の方は少ないが、困らない環境を作れればと思う。

<F 委員>

金融機関はそれぞれの立場があるため、認知症サポーターの制度、エンディングノート等、相談できるといったことが大切。一つの施策としては、司法書士、弁護士を交えたセミナーを定期的で開催している。周知はポスター、インターネット等で行っているが利用される方が限られるため、改善点があると感じている。

信託銀行では、後見制度支援信託というものがある。信託銀行独自の物になり、敷居が高く、支店も限られる商品になるため、すべての方が利用できるわけではない。また後見制度支援預金という、家庭裁判所に現認をとり、調査書をいただき預金を作ることが出来る制度がある。こちらについては、積極的に周知をしていくということではないため、相談があった時には取り扱いできますといった形での話をしている。地域の課題に対する備えは、やらなければいけないことはたくさんあると感じている。

<委員長>

後見制度支援信託は信託銀行がメインのため、なかなか利用が伸びない。そこで、後見制度支援預金ができ、多くの金融機関がはじめた。信託、支援預金を利用して親族後見人になる。もともと、支援信託が始まったのは、後見人の不正防止、あるいは不正をするのではないかという疑問や不安があり、専門職を後見人という流れがあった。それを後見制度支援信託を利用することで、親族を後見人に、あるいは後見監督人制度を利用しないで信託を利用する。そのかわり、支援預金を利用し親族を後見人として活用していくことが進むと思う。

現在の専門職後見人が8割以上は異例ではある。もっと身近な親族が後見人に就任するために、支援預金は非常に有効である。また本人にとってプラスになると思う。

<G 委員>

第1次計画から第2次計画に移る中で、資料6の「新」施策2の(3)後見人等に関する適切な苦情対応が、結構大きいと考える。実際に後見がついているが、本当にこの人で大丈夫なのかという人がいると思う。うまくいっている部分はあると思うが、親族との関

係等、専門職後見人、後見チームが悩んでいる場合もある。こうした中で、うまくいっていないことがあるがゆえに利用促進になっていない。個別の問題で済ませるのではなく、どのようにできるかわからないが、具体的な施策を作ったうえで実際使用しています、こんなことやりました、といったことが見えるような施策体系にできればと思う。

<H 委員>

業務の中で必ず契約事務が必要になる。ひと昔前は、近所の人を手伝ってあげていた。その方がいて、生活が成り立っていたが施設入所となると契約者が必要になり、後見制度利用になる。親切でやっていた方が色々調べたりと、どんどん敷居が高くなり難しくなっていくところを今後変えていければと思う。

<委員長>

契約の際の意思決定支援が充実して、技法が確立していけば意思決定支援において本人が契約をするということが循環になる。本人に契約能力があるかの見極めが難しく、その前に携わったケアマネ、相談員が見極めなければならない。

そうしたときに、相談できる体制が必要だと思う。「新」の意思決定支援はどこまで見極められるか、どんな場合も少しでも判断能力が衰えたら成年後見制度利用ということではない。その前の段階で、支援する人が意思決定支援をすることが重要。そのための体制をどう組んでいくか、ここに挙げられていると思う。

<I 委員>

支援する方の中に、入院をする際に親族がいなくて頼れる人がいないため、任意後見制度を利用して頼れる人についていただくことは可能かといった相談をいただく。そういった形の関わりが少しでも多くなれば支援の理想かなと感じている。

<D 委員>

件数は多くないが、支援チームのスタート時に担当だけではなくメンバーが同席する形で支援チームに入っている。それにより、クレームが起きた時の確認や、後見人に何かあった時の対応に備えることができる。試行的に専門職としてではなく、中核機関のメンバーとして支援チームに入る取り組みを行っている。実績を積んで広がっていくといいと考えている。

<J 委員>

障害者の後見人についており、その母親から苦情があった。認知症による苦情で、母親の後見人が必要な状況になり、子ども（障害者）の後見人が市役所と掛け合い認知症の母親の後見人利用申立て等を進めていかなければならなくなった。子ども（障害者）の後見人だった人が担わなければならない状況で、後見人同士の連携も必要になってくるのかなと。そういったものも制度の中に含めていただけたらと感じる。

<K 委員>

専門職団体の苦情相談窓口はあるが、実際は苦情を受け付けて聞き取っておわりか、専門職に伝えておわり。本人、親族から後見人への苦情、意見をいただくことは多い。丁寧に説明して理解を求めていくのが基本だが、「自分のお金を自由に使えない」、「生活を勝手に決められている」等の不満や意見が出ている。その時に専門職団体の苦情相談窓口が十分機能しているかという、選任した家裁のほうに申し入れることがあっても聞きとおわり。

中核機関の中に本人をとりまくチームのコーディネーター役として、ご本人、親族からの苦情や意見を受け止めて、チームの支援の中に入れこんでいく役割を果たせたら、ご本人のケアや苦情が反映された支援につながると思う。それができると利用促進でもいわれている、メリットを感じる後見利用につながっていくと思う。マンパワーなどの関係で、そう容易にできる話ではないと思う。仮に仕組みができたとき、周知を徹底しすぐに利用できる窓口を中核機関が担っていくのが重要だと思っている。

<副委員長>

中核機関に相談窓口があると、直接受けた後見人も一人で抱え込むことがない。本人にとっても不利益なことがないと思う。

<中核機関>

まだ正式に仕組みとしては整理されていないが、中核機関が被後見人や成年後見人をつなぐ役割と思っている。令和5年度から、後見人に対する相談、苦情、後見人から被後見人との関係の相談をうけている。その時に中核機関だけが考えるのではなく、専門職団体の方と一緒に考えていきたいということで、お声がけさせていただき進めてきている。

今の取り組みが、第2次計画の中で仕組みとして整理され、中核機関の役割があるという事を市民、専門職に周知ができるとよりいいと思っている。

[検討事項]

- ・ 障害者の方の相談窓口、支援体制整備に関すること
- ・ 苦情相談体制整備に関すること
- ・ 任意後見制度の利用促進に関すること
- ・ 中核機関のコーディネート機能に関すること
- ・ 金融機関との連携に関すること

【6. その他、次回日程等】

第2回、第3回委員会についての日程調整を行った。